

第13次労働災害防止推進計画の概要

(静岡労働局)

働く一人ひとりがいかなる働き方においても、安全や健康が確保される社会を実現するために

働く一人ひとりがかげがえのない存在であり、労働者の安全と健康の確保は事業者の責務です。事業者は、一人の被災者も出さないという基本理念の下、労働災害防止のための最低基準を守るだけでなく、自主的な安全衛生管理活動を積極的に実施することにより、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場づくりを進めるとともに、「働き方改革」を踏まえ、「魅力ある職場づくり」を実現するためにも、労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策取組により、快適な職場環境の形成を促進することが重要です。

また、静岡県内においてはいまだに4,100人を超える休業4日以上死傷者が発生しているうえ、近年は労働災害発生件数の長期的な減少から一転して、増加傾向を示しています。そして、事業者が行う安全衛生活動を効果的に展開するためには、行政だけでなく、労働災害防止団体、業界団体等が連携し合いながら事業者の活動を支援していく必要があります。

このため、第12次労働災害防止推進計画の取組結果、国の第13次労働災害防止計画を踏まえ、静岡労働局の「第13次労働災害防止推進計画」を策定しました。

計画の期間

2018年4月1日から2023年3月31日まで

計画の基本目標

◆死亡災害

第12次計画期間と比較して、第13次計画期間の労働災害による死亡者数（5年間の合計）を、「**15%以上**」減少

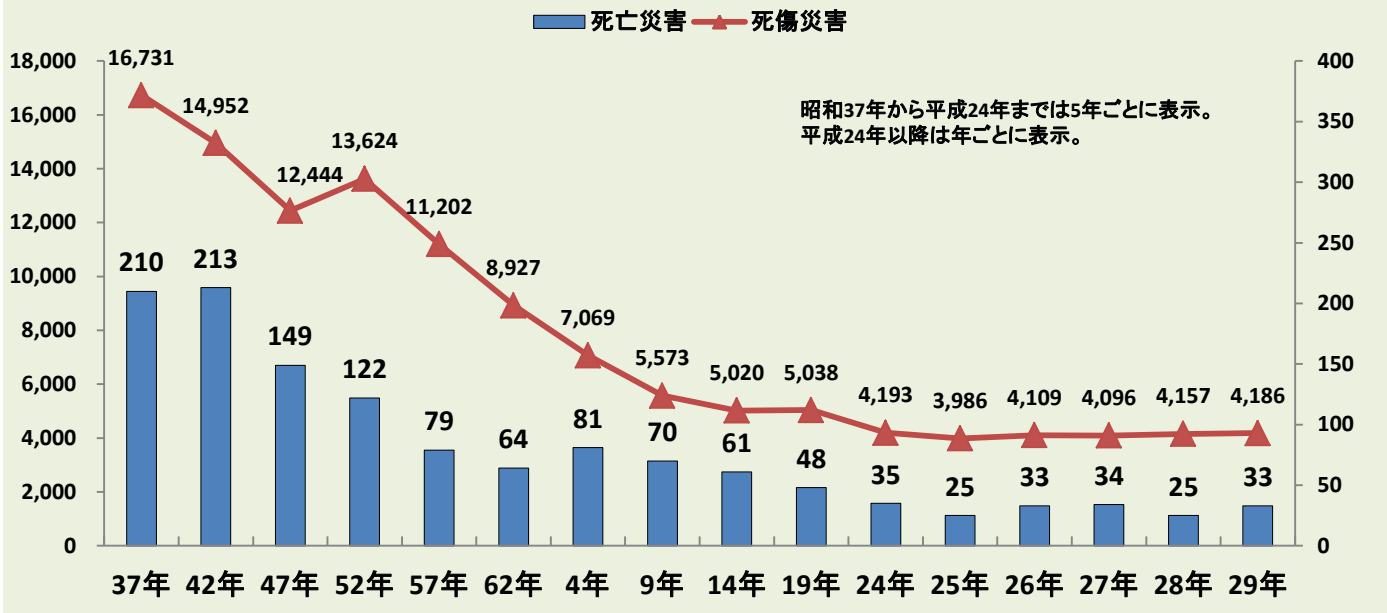
◆死傷災害

2017年と比較して、2022年までに労働災害による休業4日以上の死傷者数を、「**5%以上**」減少

8つの重点項目

- ① 死亡災害の撲滅に向けた対策の推進
- ② 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- ③ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- ④ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進（治療と職業生活の両立支援の周知）
- ⑤ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- ⑥ 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- ⑦ 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- ⑧ 国民全体の安全・健康意識の高揚等

静岡県内の労働災害の推移



現状と課題

■死傷災害

- 静岡県内の労働災害は長期的には減少
- 第三次産業では増加
- 事故の型別の状況
 - ・小売業 転倒 (34.8%) 交通事故 (15.7%) 無理な動作等 (10.4%)
 - ・社会福祉施設 転倒 (33.9%) 無理な動作等 (31.1%) 交通事故 (5.2%)
 - ・飲食店 転倒 (29.8%) 高温物等との接触 (23.4%) 切れ、こすれ (16.3%)
- 道路貨物運送業はわずかな減少
 - ・荷役作業中の災害が78.0% (H28年)
 - ・荷役作業中の災害の74.0%が荷主等で発生 (H28年)
- 製造業の災害が依然として多く、食料品製造業が製造業で最多 (製造業の30.4%)
 - ・動力機械による災害が32.3%
 - ・転倒災害が17.3%

業種別災害発生状況 (人)

業種	第11次計画 (H20~24年)	第12次計画 (H25~29年)	増減率
全産業	21,498	20,534	-4.5%
製造業	7,298	6,597	-9.6%
食料品製造業	1,987	1,998	+0.6%
建設業	2,812	2,344	-16.6%
第三次産業	7,639	7,985	+4.5%
小売業	2,000	2,076	+3.8%
社会福祉施設	818	1,135	+38.8%
飲食店	603	656	+8.8%
道路貨物運送業	2,367	2,277	-3.8%

■死亡災害

- 静岡県内の死亡災害は、12次計画期間で23.8%減少 (目標達成)
- 製造業は減少せず、建設業との二業種で死亡災害の56.0%を占める
 - ・製造業では、挟まれ・巻き込まれ災害が29.8% (動力機械によるものが64.3%)
 - ・建設業では、墜落・転落災害が40.5% (屋根等からが26.7%、足場からが13.3%)

■健康確保、職業性疾病の動向

- 精神障害や脳・心臓疾患に係る労災請求事案は増加傾向
- 化学物質については、規制対象物質だけでなく規制対象以外の物質についても対策が必要
- 腰痛は職業性疾病の半数以上を占め、熱中症による死亡災害は12次計画期間に1件発生
- 治療と仕事の両立支援に取り組む企業に対する支援等が必要

重点事項ごとの取組

① 死亡災害の撲滅を目指した対策

死亡災害の撲滅【目標】死亡災害を15%以上減少 (13次防期間中、12次防期間と比較して)
13次防期間中 127人 以下 (12次防期間中 150人(確定値))

重点とする業種

◆製造業対策

【目標】死亡者数を15%以上減少
(第12次防期間中の死亡者数47人)

- 機械等の使用者による安全な使用の徹底
- 製造業安全対策官民協議会における安全対策の検討結果の周知、事業場の自主的な安全確保の促進

◆建設業対策

【目標】死亡者数を15%以上減少
(第12次防期間中の死亡者数37人)

- 墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用の徹底
- 老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事におけるガイドラインの周知徹底

◆林業対策

【目標】死亡者数を15%以上減少
(第12次防期間中の死亡者数4人)

- 安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及
- 下肢を保護する防護衣の着用徹底
- 森林管理署や森林組合と連携し、安全対策の充実強化を図るとともに、その周知を徹底

② 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策

◆労働者の健康確保対策の強化

- 企業における健康確保対策の強化
- 産業医・産業保健機能の強化

◆過重労働による健康障害防止対策の推進

- 労働時間の的確な把握
- 医師による面接指導の促進

◆メンタルヘルス対策等の推進

- ストレスチェック制度の導入の促進(規模に関らず)
- パワーハラスメント対策の推進
- メンタル不調を予防するための職場改善の取組

③ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策

死傷災害の減少【目標】死傷者数を5%以上減少 (2017年と比較して2022年までに)
2022年までに 3,976人 以下 (2017年 4,186人(確定値))
「陸上貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店は2017年より減少させる」

◆災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応

- 第三次産業について事業場・企業単位での安全衛生管理を推進
- 陸上貨物運送業について、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底
- 転倒災害予防のための体操の周知・普及
- 腰痛予防教育強化の推進、機械等の普及の推進
- 熱中症予防のため休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベスト着用等を促進
- 交通労働災害について、関係団体との連携により業界全体での取組を促進
- 職場における「危険の見える化」を推進
- 雇入れ時の安全衛生教育の徹底

◆高齢労働者・非正規労働者・外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害防止

- 高齢労働者への配慮事項を普及
- 雇入れ時の安全衛生教育の徹底、教育内容の充実促進
- 外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルの活用を促進

④ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

◆企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

- 静岡県地域両立支援チームの連携強化
- 「両立支援ガイドライン」の周知徹底、企業の意識改革及び支援体制の整備促進
- 企業や医療機関の連携強化を推進

◆疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

- 「両立支援コーディネーター」の養成の推進
- 治療と仕事の両立に係る相談支援体制の充実の促進

⑤ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

◆化学物質による健康障害防止対策

- 国際動向等を踏まえた化学物質による健康障害防止対策
- リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善
- 化学物質の有害性情報の的確な把握
- 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

◆石綿による健康障害防止対策

- 解体作業における石綿ばく露防止
- 労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存

◆受動喫煙防止対策

- 事業場及び事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策の普及・促進
- 「受動喫煙防止対策助成金」の活用を周知

◆電離放射線による健康障害防止対策

- 浜岡原子力発電所内立入検査等により電離放射線障害防止規則に基づく被ばく防止措置の徹底
- 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組推進

◆粉じん障害防止対策

- 第9次粉じん障害防止総合対策の推進

⑥ 企業・業界単位での安全衛生の取組強化

- 企業のマネジメントへの安全衛生の取組み
- 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- 業界団体内の体制整備の促進
- 元方事業者等による健康確保対策の推進
- 関係官庁との連携強化

⑦ 安全衛生管理組織の強化及び人材育成

- 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門人材の活用を図る等により、安全衛生管理組織の強化を推進
- 日本労働安全衛生コンサルタント会との連携を強化

⑧ 国民全体の安全・健康意識の高揚等

- 県、県内大学や関係機関と連携しつつ、学校保健安全法にも続く「学校安全の推進に関する計画」等を活用した学校教育への取組み等を働きかける